

別紙様式 1

主要事業の用地取得の進捗状況等について

令和 8 年 7 月 1 日現在

事業名称 (事業認定単位)	用地取得		着工予定時期	完成見込時期	収用手続への移行の状況並びに収用手続に移行していない場合にはその理由及び対応策
	用地幅杭打設 終了の時期	用地取得率			
一級河川土器川水系土器川改修工事（飯野 箇所・香川県丸亀市土器町東 8 丁目地内）	H26. 2	96. 7%	着工済	土地収用手続きの完了 時期が明確になった 段階で確定予定	事業認定告示済 (令和6年6月11日)
一級河川肱川水系山鳥坂ダム建設工事（愛 媛県大洲市肱川町山鳥坂地内）	R8. 3	96. 1%	着工済	令和14年度	事業認定申請準備中
高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万 十線新設工事（徳島県小松島市前原町字東 地内から徳島市北沖洲四丁目地内まで）	H29. 3	98. 2%	着工済	完成に向けた円滑な 事業実施環境が整っ た段階で確定予定	事業認定申請準備中
一般国道 5 5 号改築工事（桑野道路・徳島 県阿南市下大野町渡り上り地内から同市内 原町桜木地内まで）	R3. 12	94. 1%	着工済	完成に向けた円滑な 事業実施環境が整っ た段階で確定予定	事業認定申請準備中
一般国道 1 9 6 号改築工事（今治道路・愛 媛県今治市矢田地内から同市長沢地内ま で）	H27. 3	100. 0%	着工済	令和8年度部分開通 (今治朝倉IC～今治 湯ノ浦IC)。全線開 通については、完成 に向けた円滑な事業 実施環境が整った段 階で確定予定	用地取得完了
一般国道 1 1 号改築工事（新居浜パイパ ス・愛媛県新居浜市船木字下長野地内から 同市光明寺一丁目地内まで）	R6. 3	81. 8%	着工済	完成に向けた円滑な 事業実施環境が整っ た段階で確定予定	事業認定申請準備中
一般国道 5 6 号改築工事（津島道路・愛媛 県南宇和郡愛南町柏地内から同県宇和島市 津島町岩松地内まで）	R2. 9	97. 9%	着工済	完成に向けた円滑な 事業実施環境が整っ た段階で確定予定	事業認定告示済 (令和7年8月19日)
一般国道 5 5 号改築工事（南国安芸道路・ 高知県安芸郡芸西村西分字浅津地内から同 県安芸市津久茂町地内まで）	H29. 9	99. 4%	着工済	完成に向けた円滑な 事業実施環境が整っ た段階で確定予定	事業認定告示済 (令和7年2月26日)
一般国道 5 5 号改築工事（安芸道路・高知 県安芸市伊尾木字杉ノ下地内から同県同市 穴内字五郎谷地内まで）	H29. 9	99. 2%	着工済	完成に向けた円滑な 事業実施環境が整っ た段階で確定予定	事業認定告示済 (令和7年2月26日)

- ・ 本表は、四国地方整備局において用地取得に時間を要している事業について記載しています。
具体的には、令和 8 年 7 月 1 日現在において、用地取得実施（継続）中の事業で用地幅杭の打設から 3 年以上経過又は用地取得率
が 8 0 % 以上の事業のみ（事業年度が 3 力年以内である小規模な事業を除く）掲載しています。
- ・ 「用地幅杭打設終了の時期」とは、公共施設の範囲が確定する時期のことであり、その後、用地取得を開始することとなります。
- ・ 「用地取得率」とは、令和 8 年 4 月末現在における土地所有者・関係人数全体に対する契約済み（収用裁決の申請を行ったもの
については明渡し済み）の土地所有者・関係人数の割合をいいます。
- ・ 「完成見込時期」等に関しては令和 8 年 7 月 1 日現在での見通しであり、諸般の事情により変更される可能性があります。
- ・ 事業名称（事業認定単位）の区間（区域）の一部についてのみ着工している場合でも「着工済」と記載しています。

都市計画事業の状況等について

令和 8 年 7 月 1 日現在

事業名称 (事業承認単位)	用地取得		着工予定時期	完成見込時期	事業の状況並びに事業期間延長の場合には その理由及び対応策等
	用地幅杭打設 終了の時期	用地取得率			
松山広域都市計画道路 (3・2・3 来住余戸線・愛媛県松山市北井門二丁目地内から同市余戸南二丁目地内まで)	R3. 1	98.0%	着工済	完成に向けた円滑な事業実施環境が整った段階で確定予定	事業の完成見込時期を勘案しながら、裁決申請等の準備に着手することについて判断を行う。
松山広域都市計画道路 (1・4・1 自動車専用松山外環状線・愛媛県松山市北井門二丁目地内から同市来住町地内まで)	R3. 1	— (注 1)	未定	完成に向けた円滑な事業実施環境が整った段階で確定予定	用地調査未了区間があることから、当面任意協議を進めていくとともに、事業の完成見込時期を勘案しながら、裁決申請等の準備に着手することについて判断を行う。
松山広域都市計画道路 (3・2・3 来住余戸線・愛媛県松山市北井門二丁目地内から同市来住町地内まで)	R3. 1	— (注 1)	未定	完成に向けた円滑な事業実施環境が整った段階で確定予定	用地調査未了区間があることから、当面任意協議を進めていくとともに、事業の完成見込時期を勘案しながら、裁決申請等の準備に着手することについて判断を行う。

(注 1) 用地調査未了のため、土地所有者・関係人数が不明。

- ・ 本表は、令和 8 年 7 月 1 日現在において、用地取得実施（継続）中の事業で用地幅杭の打設から 3 年以上経過又は用地取得率が 80%以上の事業のみ（事業年度が 3 力年以内である小規模な事業を除く）掲載しています。
- ・ 「用地幅杭打設終了の時期」とは、公共施設の範囲が確定する時期のことであり、その後、用地取得を開始することとなります。
- ・ 「用地取得率」とは、令和 8 年 4 月末現在における土地所有者・関係人数全体に対する契約済み（収用裁決の申請を行ったものについては明渡し済み）の土地所有者・関係人数の割合をいいます。
- ・ 「完成見込時期」等に関しては令和 8 年 7 月 1 日現在での見通しであり、諸般の事情により変更される可能性があります。
- ・ 事業名称（事業承認単位）の区間（区域）の一部についてのみ着工している場合でも「着工済」と記載しています。